

合意に相当する審判に対して異議申立てができる利害関係人の範囲

【文 献 種 別】 決定／大阪高等裁判所

【裁判年月日】 令和 3 年 3 月 12 日

【事 件 番 号】 令和 3 年（ラ）第 161 号

【事 件 名】 合意に相当する審判に対する異議申立却下審判に対する抗告事件

【裁 判 結 果】 原審判取消

【参 照 法 令】 家事事件手続法 277 条・279 条 1 項本文

【掲 載 誌】 判時 2517 号 59 頁、判タ 1489 号 67 頁、家判 43 号 86 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25591155

中央大学准教授 阿部純一

事実の概要

A は、母 B とその夫 C が婚姻中であった平成 29 年×月×日に出生したが、B と C は、平成 30 年 4 月 24 日、A の親権者を B と定めて、離婚した。

X は、平成 28 年頃、B との間で性交渉を伴う交際関係にあった。X は、令和元年 10 月 1 日、C との間で、X が、B と 5 年以上にわたり不貞行為をしたことを認め、C に対し、不貞行為の慰謝料及び養育費の不当利得として 500 万円の支払義務があることを認めることなどを内容とする合意書（以下「本件合意書」という。）を作成し、同金額を C に支払った。

A は、令和 2 年 5 月 13 日、B を法定代理人とし、C を相手として、大阪家庭裁判所に対し、A と C との間に親子関係が存在しないことを確認することを求める調停を申し立てた。B は、申立ての理由として、「B と C は、平成 30 年 4 月に離婚しており、以前より不仲のため交渉はなく、A は X との間の子であり、C との間に親子関係はない。」などと記載し、A と C との間に父子関係がある確率は 0% である旨の NPO 法人作成の令和元年 8 月 30 日付け DNA 鑑定報告書を提出した。

令和 2 年 10 月 14 日、本件調停期日において、A（出頭者 B）と C との間で、上記申立ての理由記載の事実関係に争いが無いことを確認した上、申立ての趣旨のとおり審判を受けることについて合意が成立した。

これを受けて、大阪家庭裁判所は、令和 2 年 10 月 19 日、家事事件手続法 277 条に基づき、A と C との間に親子関係が存在しないことを確認する旨の審判（合意に相当する審判）（以下「本件

審判」という。）をした。

B が委任した弁護士は、同月 29 日頃、X の手続代理人に対し、今後、X を相手方として、認知調停の申立てや、養育費の請求をすることを予定していることなどが記載された事件受任通知書を送付した。

これに対して、X は、家事事件手続法 279 条 1 項本文に基づき、本件審判の利害関係人として、本件審判に対して異議を申し立てた。

原審（大阪家庭裁判所）は、令和 2 年 12 月 21 日、X は、家事事件手続法 279 条 1 項本文所定の利害関係人には当たらないとして、当該異議の申立てを却下する旨の審判をした。X がこれを不服として即時抗告をしたのが本件である。

X は、B が A を懐胎したと考えられる平成 28 年当時、B と性交渉があったことは認めているものの、B から、同年 10 月 9 日、C と避妊をすることなく性交渉したことや、令和元年 8 月頃、B、C 及び A が一緒に沖縄旅行に行ったことを聞いたことなどから、B と C が不仲であったという事実は虚偽であると主張した。

決定の要旨

原審判取消し。

「法〔＝家事事件手続法〕279 条 1 項本文の利害関係人とは、法律上の利害関係を有する者をいうと解されるが、法 277 条に基づく審判が対世効を有することを考慮すれば、審判により直接身分関係に何らかの変動が生ずる者に限られず、当該審判によって変動する身分関係を前提として、自らの身分関係に変動を生ずる蓋然性のある者も含

まれるというべきである。

これを本件についてみると、……Xは、BがAを懐胎したと考えられる平成28年当時、Bと性交渉をしたこと、……CとBが平成28年当時に性交渉をしたかはひとまず措くとしても、少なくともCとX以外に、Bが平成28年当時性交渉をした男性がいる事実は認められないこと、しかるところ、……AとCとの間に父子関係がある確率は0%である旨の鑑定書が存在すること、Xは、C及びBの双方から、Aの実父であるとされ、Cに慰謝料及び不当利得金を支払う旨の本件合意書を作成したり、Bから認知及び養育費の支払に係る法的手続を申し立てる旨の予告を受けていることが認められることなどからすると、本件審判が確定することにより、Xは、Bから認知請求を受け、Aとの親子関係が形成され、さらには、Bから養育費の請求を受け、養育費の支払義務が形成される蓋然性があることが認められる。

そうすると、Xは、本件審判に関し、法律上の利害関係を有すると認めることが相当である。」

判例の解説

一 本決定の意義

家事事件手続法277条1項は、当事者による自由な処分を許さない人事訴訟の対象事件（離婚及び離縁の訴えを除く。）について、①家事調停において当事者間に申立ての趣旨のとおり審判を受けることについて合意が成立していること、②当事者の双方が申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因について争わないこと、③家庭裁判所が必要な事実を調査した上で①の合意を正当と認めることを要件として、家庭裁判所が「合意に相当する審判」をすることができると定め、審判の形式による事件処理を認める。この特殊な審判制度は、家事審判法（以下「旧法」という。）下では、「23条審判」の名称で呼び習わされてきたものであり、現在では「277条審判」とも呼ばれる。

合意に相当する審判は、人事訴訟の代用手続・簡易手続として機能するものであるが、実務上は独自の紛争解決手続として位置づけられ、特に認知及び親子関係不存在確認事件についてこれまで積極的に活用されてきた。

合意に相当する審判に対して、当事者及び利害

関係人は、家事事件手続法279条1項による異議を申し立てることができる。適法な異議申立てにより、審判は、取り消される又は失効する（家事280条3項、4項）。適法な異議申立てがない場合又は異議申立てを却下する審判が確定した場合には、審判は、確定判決と同一の効力を有し（家事281条）、当事者だけでなく第三者にもその効力が及ぶ（対世効）。

家事事件手続法279条1項の異議申立権者について、当事者は審判合意をした者に特定されるのに対して、利害関係人はその範囲が明確ではなく、どのような者が「利害関係人」として異議申立てによって審判を失効させることができるのか問題となる。合意に相当する審判に対する異議申立て自体極めて少なく、公表裁判例も僅かななかで、家事事件手続法279条1項という「利害関係人」の範囲が争点とされた本決定は注目される。

二 父子関係の否認と合意に相当する審判

本件の子Aは、BC夫婦の婚姻中に出生しており、形式的に民法772条の嫡出推定が及ぶ一方で、Cとの間に血縁上の父子関係はない。民法772条による法的父子関係が生物学上の父子関係と一致しない場合に、法的父子関係を否定する方法としては、（α）嫡出否認の訴え、（β）親子関係不存在確認の訴え、（γ）認知の訴えの3つの訴訟類型が考えられる。いずれの方法も、人事訴訟法の対象事件であり（人訴2条2号）、訴訟当事者間に争いがない場合には、合意に相当する審判の可能性が開かれている。

（α）嫡出否認は、嫡出推定の排除手段として民法が本来予定する制度であり、出訴権者や出訴期間（民法777条）について厳格な制限がある。

これに対して、判例は、子の懐胎時期に夫婦が継続的に別居していた場合のように、嫡出推定の基礎をなす妻による夫の子の懐胎可能性のないことが外観的に明らかなきには、子を「推定の及ばない子」として、嫡出推定を排除する（外観説）¹⁾。この場合には、（β）親子関係不存在確認の訴えによりその法的父子関係を争うことが可能である（最判平10・8・31家月51巻4号75頁など）だけでなく、子が実父を被告とした（γ）認知の訴えを提起することもできる（最判昭44・5・29民集23巻6号1064頁）。人事訴訟において（β）

親子関係不存在確認の訴え及び（γ）認知の訴えが争われる場合には、外観説のもと「推定の及ばない子」に該当することの立証が要求され、「推定の及ばない子」に該当しないときには、たとえDNA鑑定により父子関係の不存在が証明されたとしても、嫡出推定を排除することはできない（最判平26・7・17民集68巻6号547頁）。

ところが、合意に相当する審判の実務においては、外観説の立場は必ずしも貫徹されておらず、むしろ合意説に近い事件処理がされてきた。すなわち、別居が明白でないなどの事情から、外観説にしたがうと民法772条の嫡出推定を排除することができないケースにおいても、当事者に合意があり、DNA鑑定等により父子関係の不存在が確認できる場合には、合意に相当する審判により、親子関係不存在の審判がされたのである²⁾。しかし、本則である人事訴訟において要求される外観説の基準を、人事訴訟の代用・簡易手続である合意に相当する審判において、運用によって潜脱できることに対しては批判も強く³⁾、外観説の維持を明らかにした前記最判平成26年以降の家裁実務では、審判手続においても別居の時期と状況を意識的かつ詳細に聴取し、この点に関する資料の提出を求めるなど、外観説による事件処理を行う傾向にあることも指摘されている⁴⁾。

三 家事事件手続法279条1項の「利害関係人」の範囲

1 異議申立制度の趣旨

司法省民事局「家事審判法質疑応答資料」（昭和22年8月）によれば、異議申立制度の立法趣旨は、合意に相当する審判の対象事件が本来は訴訟事件であり、審判によって訴権を奪うことが不当であることから、審判に対する異議申立てによって審判を当然失効させることにある⁵⁾。利害関係人に異議申立てを認める理由として、学説上は、利害関係人の訴権の保障⁶⁾や、合意に相当する審判に不服がある利害関係人に「訴訟における解決の機会を保障すること」⁷⁾、合意に相当する審判が対象とする事項が公益にかかわる事項であること⁸⁾が挙げられる。

2 学説・判例

合意に相当する審判に対して異議申立てのできる「利害関係人」の範囲について、法律上の利害

関係人をいい、単なる事実上の利害関係を有するに過ぎない者は含まれないとする見解⁹⁾が支配的である。具体的には、婚姻の無効確認により嫡出でない子となる者や、認知により相続権を侵害される父の子などが、利害関係人の例とされる¹⁰⁾。

この他に、異議申立制度の趣旨が利害関係人の訴権の保障にあることを前提として、審判の対象となる身分関係を訴訟物とする人事訴訟の当事者適格を有する者とする見解¹¹⁾、人事訴訟で当事者適格を有する者及び調停に参加しなかったが参加することができた者とする見解¹²⁾、審判の効力の拡張を受けて、再び審判又は訴えの方法によって同一事項を主張することのできるという自己の権利をこの審判の効力によって阻害される者とする見解¹³⁾も主張されている。

合意に相当する審判に対して異議申立てのできる利害関係人の範囲が問題となった公表例はこれまで2件あり、いずれも旧法下の事件である。

浦和家川越支審昭58・6・27（家月36巻8号124頁）は、嫡出子であることを否認する旨の合意に相当する審判に対し、審判の理由中で子の実父と認定された者から異議申立てがされた事案で、利害関係人の範囲を「その審判の効力によって、再び審判又は訴えの方法によって同一事項を主張することができる自己の権利を阻害されるものをいう」とした上で、審判中で子の実父とされる者は、「嫡出子否認調停事件における申立と同一の事項を主張する権利を有するものでないことは明らかである」として、異議申立てを不適法却下した。

東京高決平18・10・13（家月59巻3号69頁）は、子と戸籍上の父との間に親子関係が存在しないことを確認する旨の合意に相当する審判に対し、子の実父とされる者から異議申立てがなされた事案で、利害関係人の範囲を、「法律上の利害関係を有する者をいうが、これは、当該審判により直接身分関係に何らかの変動が生ずる者に限られず、当該審判を前提に一定の身分関係の変動が生じる蓋然性が現実化している者もこれに含まれる」として、子の母から認知や養育費の支払いを求められている異議申立人が、審判につき法律上の利害関係を有することを認めた。

2件の公表例はいずれも生物学上の父と考えられる者による異議の申立てであるが、浦和家川越支審昭和58年では、異議申立人の訴権の保障の

観点から、生物学上の父が嫡出否認調停における当事者性を有しないことが、東京高決平成 18 年では、審判の効力を前提とした身分関係の変動を生じる蓋然性が現実化していることが、それぞれ重視されている。

3 本決定の位置づけ

本決定は、旧法下における東京高決平成 18 年の立場を家事事件手続法においても踏襲するものといえる。本決定及び東京高決平成 18 年は、いずれも利害関係の範囲を「法律上の利害関係を有する者」とすることから出発しており、審判において生物学上の父として認定されたことを超えて、身分関係の変動を生ずる蓋然性のある者にまで、「法律上の利害関係を有する者」の範囲を拡張する。本決定及び東京高決平成 18 年の射程は、法的父子関係の不存在を前提として、認知や養育費が現に請求されている、又はそれらが実際に予告されているケースに限定され、審判において単に生物学上の父と認定された者には及ばないと解される。

このような利害関係人の範囲拡張はいかなる根拠から正当化できるだろうか。本決定においては、合意に相当する審判の対世効が理由の 1 つに挙げられる。しかし、合意に相当する審判において外観説が貫徹されているとはいえない現状のもとでは、異議申立権者の範囲をさらに広く認めて、審判を失効させる機会を与えるべきとも考えられる。

これまで本制度の制度趣旨とされてきた訴権や手続保障から、異議申立権者の範囲を画することにも疑問がある。そもそも非公開の審判手続について審判告知を直接受けない限り、当該審判に係る身分関係の当事者以外の者が審判に対して、2 週間の不変期間内に異議を申し立てること自体不可能である¹⁴⁾。他方で、本件のような事例では、生物学上の父（とされる者）が積極的に不実の法的父子関係の否認を求めているのではなく、法的な固定化を通じて、自らの子に対する責任を積極的に回避するために制度を利用するという側面が強い。そのような者に対して、どこまで訴権を保障すべきか¹⁵⁾。異議申立権限の濫用的行使に対して制限を加えることができるのかも問題となろう。

●——注

- 1) 学説・判例の状況については、二宮周平編『新注釈民法(17) 親族(1)』(有斐閣、2017 年)550 頁以下[野沢紀雅]参照。
- 2) 大沼洋一「嫡出否認の訴えと親子関係不存在確認請求訴訟」野田愛子＝梶村太市総編集『新家族法実務大系 第 2 巻』(新日本法規、2008 年)164 頁、岡部喜代子「いわゆる推定の及ばない嫡出子の手続的側面」松原正明＝道垣内弘人編『家事事件の理論と実務 第 1 巻』(勁草書房、2016 年)242 頁など。
- 3) 松原正明「合意に相当する審判」金子修ほか編著『講座 実務家事事件手続法(下)』(日本加除出版、2017 年)459 頁、今津綾子「家事事件手続における諸問題」法時 90 巻 11 号(2018 年)36 頁。
- 4) 今村和彦「親子関係不存在確認と合意に相当する審判」二宮周平編集代表『現代家族法講座 第 3 巻』(日本評論社、2021 年)66 頁。
- 5) 堀内節編著『家事審判制度の研究』(中央大学出版部、1970 年)441 頁。
- 6) 山木戸克己「家事調停における審判」私法 2 号(1950 年)123 頁など。
- 7) 金子修編著『逐条解説 家事事件手続法 [第 2 版]』(商事法務、2022 年)988 頁、秋武憲一＝片岡武編著『コンメンタール家事事件手続法 II』(青林書院、2021 年)1154 頁[山城司]。
- 8) 坂梨喬「合意に相当する審判の問題点」野田愛子＝梶村太市総編集『新家族法実務大系 第 5 巻』(新日本法規、2008 年)214～215 頁、今津綾子「合意に相当する審判」金子修ほか編著『講座 実務家事事件手続法(下)』(日本加除出版、2017 年)484～485 頁。
- 9) 原田晃治「合意に相当する審判の制度」判タ 747 号(1991 年)521 頁、『非訟事件手続法・家事審判法の見直しに関する中間試案と解説』(商事法務、2010 年)243 頁など。
- 10) 最高裁判所事務総局家庭局監修『条解家事事件手続規則(家庭裁判資料第 196 号)』(法曹会、2013 年)335 頁。
- 11) 梶村太市「23 条・24 条審判の異議申立」中川善之助先生追悼現代家族法大系編集委員会編『現代家族法大系 1』(有斐閣、1980 年)459 頁、佐上善和『家事事件手続法 I』(信山社、2017 年)638 頁。
- 12) 『非訟事件手続法及び家事審判法に関する調査・研究報告書』(商事法務研究会、2009 年)310～311 頁。
- 13) 安藤覚「家事審判法の実務的研究」司法研究報告書 4 輯 6 号(1952 年)224 頁。
- 14) 東北大学民法研究会「『合意に相当する審判』の制度(下)」ジュリ 271 号(1963 年)20 頁[広中俊雄]。
- 15) 若林昌子「判批」民商 137 巻 1 号(2007 年)124 頁、松川正毅ほか編『新基本法コンメンタール 人事訴訟法・家事事件手続法』(日本評論社、2013 年)570 頁[我妻学]。